

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を
改正する条例

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成 20 年
条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「若しくは附則第 27 条」を「、附則第 27 条若しくは附則第 29
条」に改め、同条第 6 号中「若しくは附則第 28 条」を「、附則第 28 条若しくは附則
第 30 条」に改める。

附則第 3 項中「平成 27 年 3 月 31 日」を「平成 28 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。